

周防大島町告示第45号

平成30年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年6月12日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成30年6月19日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君

新田 健介君

吉村 忍君

砂田 雅一君

田中 豊文君

吉田 芳春君

平野 和生君

松井 岑雄君

尾元 武君

新山 玄雄君

中本 博明君

久保 雅己君

小田 貞利君

荒川 政義君

○6月25日に応招した議員

○6月26日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成30年6月19日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成30年6月19日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第1号 平成29年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)(質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)(質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第4号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第5号 周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第6号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第13 議案第7号 動産の買い入れについて(平成30年度周防大島町公用車(塵芥車)購入)(質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第8号 動産の買い入れについて(平成30年度周防大島町公用車(スクールバス白木線1号車)購入)(質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第1号 平成29年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について

- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第4号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第5号 周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第6号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第13 議案第7号 動産の買い入れについて（平成30年度周防大島町公用車（塵芥車）購入）（質疑・討論・採決）
- 日程第14 議案第8号 動産の買い入れについて（平成30年度周防大島町公用車（スクールバス白木線1号車）購入）（質疑・討論・採決）

出席議員（14名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君 議事課長 大川 博君
書 記 池永祐美子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	中村 満男君
産業建設部長	……………	林 輝昭君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	近藤 晃君	東和総合支所長	……………	山崎 実君
橘総合支所長	……………	中村 光宏君			
会計管理者兼会計課長	……………				大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
政策企画課長	……………	山本 勲君	税務課長	……………	藤本 倫夫君
教育委員会総務課長	…	木谷 学君	契約監理課長	……………	伊藤 和也君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めて、おはようございます。

それでは、ただいまから平成30年第2回周防大島町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は会議規則第127条の規定により、4番、砂田雅一議員、5番、田中豊文議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る6月12日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月26日までの8日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付して

ある会期日程のとおり、本日から6月26日までの8日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年3月以降、本日までに議会に提出されております文書について、御報告をいたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（3月、4月、5月実施分）と定期監査（3月、4月、5月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、本年1月11日に発生した柳井地域広域水道企業団送水管の破断事故の原因について、企業団企業長である井原柳井市長が、去る5月14日にポリエチレン管製造企業である三井金属エンジニアリングの作成した報告書を携え、事故の原因について説明に来られました。

その際に持参された報告書については、本日の議会まで配付せず、議会事務局を通じて閲覧いただくよう連絡させていただいておりましたが、先般、御連絡申し上げましたとおり、本日の本会議終了後に、執行部から全員協議会を開催し、事故についての説明を行いたいとのことでございますので、私からは概略について報告させていただきます。

その際に受けた説明によると、当該送水管のメーカーである三井金属エンジニアリング株式会社に事故原因の調査を依頼しており、その報告では、破断の原因は橋の上を車両が通行する際に発生する振動を繰り返し受けることによる、疲労破壊と推定されるものということでした。

ポリエチレン管の接続方法としては、ポリエチレン管先端部分同士を加圧融着するバット融着と、それぞれのポリエチレン管先端部分にツバ短管を取り付け、ツバ短管同士をルーズフランジとボルトでつなぐフランジ接続の2つの工法があります。

破断した箇所の送水管の施工は、山口県発注の橋梁塗装工事用足場を利用できるように先行して発注されましたが、JR山陽本線上に架設するため、施工に際しては列車が通過する都度、安全性の確保から工事を一時中断しなくてはならない制約があり、短時間で施工可能なフランジ接続工法を選択したようです。

接続部分の総重量は約192キログラムであり、送水管を支える支持金具間隔が約6メートルの中央部分に位置しており、このことにより接続部分に大きな慣性力が発生し、橋の上を車両が通過する時に発生する振動により応力が増幅され、疲労破壊に至ったものではないか。

その痕跡として、疲労破壊での破断面に特徴的に発生するビーチマーク、縦縞の様相が、ツバ短管の下側に発生していることを確認したことから、管の上下の繰り返し振動による疲労破壊により生じた小さな亀裂が増幅されたことが、破断の原因と推定されるとのことでありました。

断水後の修復工事においては、ポリエチレン管をソケットでつなぎ、その部分を電気融着する

新たな工法で修理されております。当初の施工時には、このような接続工法、また、長期的に見た振動等による疲労破壊に対する知見がなく、今回のようなことは予想し得なかった事象であるとの報告でありました。

井原企業長から、今後、4項目の対策実施についても説明を受けましたが、町長より、広域水道企業団にも出席していただいた上で、全議員に説明させていただきたいとの申し出がありましたので、本日の本会議後に全員協議会を開催し協議することといたしました。

次に、陳情・要望について1件受理しております。

議会運営委員会でお諮りいただき、陳情・要望第8号臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書については、議員配付として既にお手元にお届けしております。

続いて、系統議長会関係について、平成30年5月28日に東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長会主催の町村議会議長・副議長研修会が行われ、小田副議長と私、荒川が出席いたしました。

研修会においては、山梨学院大学大学院研究科長、法学部教授の江藤俊昭氏から、総務省が作成している町村議会議員の議員報酬等のあり方についての中間報告に関する講演があり、この中間報告は、議会改革・議員活動に適合する報酬や政務活動費の設定の考え方を整理し、地方議会に対し示すものであるとのことでした。

また、先進的な議会活動取り組みによって、町村議会特別表彰を受賞した長崎県小値賀町議会からは、議会版総合計画を議員と住民との意見交換により策定し、議員の活動を身近なものにすることをはじめ、議会の権利能力を最大に発揮し、政策提言できるよう努力されているとの報告がありました。

同じく特別表彰を受けた福岡県大刀洗町議会、徳島県那賀町議会からは、議会基本条例の制定に伴い、住民に対する議会活動報告のあり方として、ケーブルテレビを通じての委員会等の中継、また、住民に対する説明責任を果たすため、地域に出向いての議会報告会など、開かれた議会活動に対する取り組みについて報告がありました。

いずれの議会においても、議員は住民の代表であり、住民の付託に対する議会の役割や活動が住民にどのように伝えられ、期待される議会になるかという議会活性化の取り組みは、大変参考になりました。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定期総会が4月23日に開催され、本年度の柳井地区広域市町議会議員研修会の日程等について協議がなされ、7月23日月曜日に、柳井市のベルゼで実施することとなりました。

当日は、本町の片島に研修施設を建設されている清水国明さんに、防災関係について御講演をいただき、意見交換会も行われることとなっておりますので、全員の参加をお願いするところで

あります。

次に、町人会関係につきましては、5月19日に開催された東京大島ふるさと会へ尾元武議員と藤本浄孝議員が出席をいたしました。町の最新の情報を届けるとともに、旧交を温めてまいりました。

また、広島・周防大島町人会が、来る7月1日に開催されます。その出席につきましては、各常任委員会より2名の出席をお願いしたいと考えております。この議員派遣の件につきましては、本定例会最終日に御議決をいただくことといたしておりますので、各常任委員長さんにおかれましては、本日中に事務局へ参加者の報告をお願いいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに議案の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

本日は、平成30年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、3件の行政報告をさせていただきたいと思っております。

1件目は、米軍岩国基地への空母艦載機移駐について、今日までのその経過について御報告をいたします。

空母艦載機部隊の岩国基地への移駐について、昨年8月9日に第1陣の早期警戒機E-2Dの5機が岩国基地に到着したのを皮切りに、12月1日にFA-18戦闘攻撃機スーパーホーネットの2部隊24機程度、EA-18Gグラウラー電子戦機の部隊は6機程度、12月5日にC-2輸送機1機の移駐が完了し、計画機数の61機のうち合計36機の移駐が完了したことは、この3月の定例議会におきまして御報告をしたとおりでございます。

その後におきまして、3月23日に中国四国防衛局は、米側から早ければ3月24日ごろからFA-18の2部隊が岩国基地へ移駐するとの情報提供により、今後の空母艦載機の移駐計画について、当初5月ごろを予定していたが、移駐完了時期が早まるとの見通しが明らかとなり、本町に対しましても、中国四国防衛局から説明があったところでございます。

3月28日には、FA-18の2部隊の移駐が開始され、その日のうちに8機の航空機が段階的に岩国飛行場へ着陸した飛来情報が届くとともに、同日、米側から日本を拠点とする第5空母航空団所属の最後の飛行隊が、今週、海兵隊岩国航空基地に到着し、米海軍厚木航空施設から海兵隊岩国航空基地への移駐を完了することが、在日米軍司令部から報道発表がありました。

そして、3月30日に4機のF A - 1 8が岩国飛行場へ着陸した飛来情報を最後に、翌31日に、米側から空母艦載機の岩国飛行場への移駐について、3月30日に全ての航空機部隊の移駐が完了したこと。今後、要員の移動や施設の整備等が引き続き実施される旨の連絡を中国四国防衛局より受けたところであります。

空母艦載機につきましては、4月18日にはパイロットが洋上の空母において着艦資格を取得するための試験となる空母着艦資格取得訓練、C Qと言われておるものでございますが、これの実施に関する説明が中国四国防衛局から関係市町に行われました。

4月に入り、航空機騒音に対して町内においても多くの苦情が寄せられており、4月25日には、基地周辺自治体管内におきまして、65件の苦情が寄せられていることから、翌日に米軍岩国基地に対しまして、航空機の運用にあたっては、滑走路運用時間内であっても可能な限り騒音の軽減に努めることを、山口県基地関係県市町連絡協議会として要請を行ったところであります。

また、4月26日には、防衛省が在日米軍司令部から、硫黄島において空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練を5月3日から5月13日に実施する予定である旨の通知があったことを受けて、岩国基地における空母艦載機着陸訓練F C L Pに関し、硫黄島において所要の訓練を実施し完了すること。岩国基地を予備施設に指定しないこと。空母着艦資格取得訓練C Qに関し、地元の負担を考え、最終着陸時刻が23時までとなるよう、国から米側に求めること。23時以降に岩国に着陸する場合は、岩国日米協議会の確認事項を尊重し、事前通報すること。可能な限り騒音の軽減に努めるよう国から米側に求めることを、山口県基地関係県市町連絡協議会において要請したところであります。

なお、本町が中国四国防衛局に要望した屋代・小松地区の騒音測定器の測定結果は、平成29年12月1日分より、また、伊保田地区の騒音測定器の測定結果は、平成30年4月1日分より、中国四国防衛局のホームページにおいて公表されているところであります。

また、空母艦載機の移駐完了が平成29年度内に前倒しになったことから、平成30年度以降の再編交付金については、交付金の総額は変わらないものの、年度ごとの交付額については変更が生ずる予定であるということを申し添えておきます。

以上のとおり、米軍岩国基地への空母艦載機移駐完了について、これまでの経過を申し上げましたが、今後も継続して本議会に報告するとともに、山口県及び関係市町と協議を重ねながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

2件目は、総合支所が実施をいたしております、小規模施設整備事業補助金の補助対象枠の拡大についてであります。

小規模施設整備事業は、法定外公共物である青線や赤線といった道路や水路、または共同利用施設等を地域で整備・改修する場合に、原材料費や重機借上料等、または事業費の30%以内を

補助するものでありますが、4月に開催いたしました行政連絡員集会におきまして、地域放送施設及び地区集会施設の老朽化等に伴う撤去・解体に対する補助の要望が出されたところであります。

このため、総合支所会議で補助対象枠の拡大について検討し、自治会連合会とも協議を行い、地域放送施設、地区集会施設の撤去・解体を新たに補助対象とすることとし、本定例会に補正予算を上程いたしましたので御報告をいたします。

なお、補助金の額は事業費の30%以内とし、限度額は100万円といたしております。

最後に、平成29年度周防大島町各会計決算見込みについて、御報告をいたします。

5月31日に平成29年度の一般会計のほか、病院事業及び水道事業の企業会計を除く、各特別会計の出納を閉鎖いたしました。いずれの会計も順調に執行することができ、一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質収支は約5億7,000万円の黒字が見込まれる状況にありまして、また、特別会計につきましても、黒字もしくは収支ゼロの決算見込みとなっております。

これは、町民の皆様、議員各位の御理解と御協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。

現在は、決算書の調整作業を進めておりまして、病院事業局企業会計及び水道事業企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率をはじめとする財政健全化判断比率を御報告させていただき予定といたしております。

以上、行政報告を3件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、報告案件2件、補正予算に関するもの1件、条例の改正に関するもの5件、動産の買入れに関するもの2件であります。

報告第1号は、平成29年度繰越明許費繰越額について、繰越明許費繰越計算書の調整をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第2号は、公用車に係る物損事故による損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

議案第1号は、平成30年度一般会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に718万1,000円を追加し、予算の総額を137億2,718万1,000円とするものでございます。

議案第2号、議案第3号は、条例に関する専決処分について、議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、周防大島町税条例の一部改正について、地方税法等の一部改正等に伴いまして、専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第3号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についても、地方税法等の一部改正等に伴い専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第4号周防大島町税条例の一部改正につきましては、生産性向上特別措置法が6月6日に施行されたことに伴いまして、条例の所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正については、地方再生法の一部を改正する法律が6月1日に施行されたことに伴いまして、条例の所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、政策空き家となっております町営住宅の用途廃止をするため、周防大島町営住宅及び一般住宅条例の改正を行うものであります。

議案第7号は、公用車であります塵芥車両を、議案第8号は、同じくスクールバス車両をそれぞれ買い入れることについて、議会の御議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

なお、地方自治法の規定によりまして、町が出資をいたしております社団法人東和ふるさとセンター及び有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する書類として、総会の資料をお手元に配付いたしておりますので、御高覧賜りますようお願いを申し上げ、行政報告及び議案説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号平成29年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告についてと、日程第6、報告第2号損害賠償の額を定める専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第1号平成29年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、御説明をいたします。

去る第1回定例会におきまして御議決いただきました平成29年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、お手元に配付のとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

一般会計におきまして、繰越限度額3億5,498万3,000円に対し、3億4,798万3,000円、簡易水道事業特別会計は7,332万円に対し、同額の7,332万円を、下水道事業特別会計は2億1,453万円の限度額に対し、同じく2億1,453万円を、農業集落排水事業特別会計は1,713万3,000円に対し、同額の1,713万3,000円を、漁業集落排水事業特別会計は408万6,000円に対し、同額の408万6,000円をそれぞれ繰り越しております。

事業ごとの繰越額及び財源につきましては、お手元の報告書に記載しておりますので、御高覧いただきますようお願いし、報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

平成30年2月24日に、福岡県福岡市において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、平成30年3月27日に、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、福岡空港国際線駐車場内において、町所有のマイクロバスが駐車可能な空きスペースに移動していたところ、既に駐車しておりました車両の左前部に接触し、バンパー等を破損させたものでございます。

なお、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認し、町がトーア化成株式会社へ42万4,116円を賠償したものでございます。

なお、損害賠償の額は、一般財団法人全国自治協会から5月15日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了いたします。

日程第7. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に718万1,000円を追加し、予算の総額を137億2,718万1,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。事項別明細書の7ページを

お願いいたします。

歳入の13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、生活保護費に係る電算システム改修費に対するセーフティネット支援対策等事業費補助金17万8,000円を計上いたしております。

14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業に係る交付金等の追加に伴う県補助金22万5,000円追加でございます。

また、17款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金677万8,000円を取り崩して財源調整を行おうとするものでございます。

次に、歳出でございます。8ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費7目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するため、大島、東和の支所経費に小規模施設整備事業補助金を追加し、また、棕野出張所経費は、3月末に退職いたしました再任用職員への対応のための非常勤嘱託職員報酬を、また、日良居出張所経費は、屋根の雨漏り修繕経費をそれぞれ追加するものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、たちばなケアプラザの調理室においてガス漏れが発生したことにより、ガス管の修繕経費77万1,000円を、4目国民年金費は、国民年金等の担当職員が3月末に急遽退職したことにより、臨時職員補充のため賃金73万1,000円を計上いたしております。

9ページ、2項児童福祉費4目保育所費は、6月から0歳児から2歳児が入所予定であり、新規に臨時保育士1名を雇い入れる必要があることから、賃金155万8,000円の追加及び消防点検の指摘によります誘導灯の修繕経費21万6,000円の追加計上でございます。

また、3項生活保護費1目生活保護総務費は、本年度10月に予定されております、生活扶助基準の見直しをはじめとする生活保護費の基準改定に伴う、電算システム改修費35万7,000円を追加いたしております。

10ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、耕作放棄の発生を防止するため、神花集落における活動面積拡大による、中山間地域等直接支払交付金14万2,000円の追加、及び5目農地費は地域資源の適切な保全管理を行うため、三浦保全会の新規加入等による多面的機能支払事業補助金を15万8,000円追加いたしております。

9款教育費4項社会教育費5目社会教育施設費は、橘総合センター管理運営経費において、長年の懸案事項となっております駐車場の浸水対策を行うための雨水流域調査経費として49万7,000円を新規に計上いたしております。

以上が、議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わら

せていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと基本的なところを教えてくださいなんですが、今回の補正予算で、当初予算に比べて新規に上がってきたものもあるし、倍増しているものもございますが、6月の補正予算なんで、3月議会で当初予算を議決してからわずか3カ月で上がってくるような予算ではないのではないかなという印象を持っておりますが、次に言います予算について、内容についてももう少し詳しく説明が必要なのかなと思いますし、6月に補正しなければならない具体的な、3月の予算編成からどのような変化があったのか、この辺を詳しく御説明いただきたいと思います。

まず、8ページの棕野出張所の非常勤嘱託職員報酬85万1,000円。それから、同じく8ページのたちばなケアプラザ管理経費の修繕費77万1,000円。国民年金一般経費の賃金73万1,000円。それから、9ページの生活保護総務一般経費、生活保護電算システム改修業務35万7,000円と、10ページの橋総合センター管理運営経費、雨水流域調査49万7,000円について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 数たくさんありましたが、10ページの教育費の社会教育施設橋総合センター管理運営費の中の委託料の雨水流域調査について、御説明申し上げます。

これは3月の当初予算の時に、なぜこの予算組みができなかったのかということでございますが、実は、昨年度から少しずつその動きはありましたが、山口県のほうで予算が計上されてまいりましたが、大島環状線の西安下庄のバイパスの問題が急浮上いたしております。

そして、平成29年度から調査は入っておりますが、既に設計等の調査設計が進んでおりまして、今、橋総合センターの駐車場と安下庄小学校のグラウンドとの間の町道を拡幅して、バイパスの計画が出ております。

ここに西安下庄のバイパスの計画が入りますと、今、安下庄小学校のほう側から、町道の下を暗渠で通って、そして橋総合センターの駐車場の側溝に出て、そして排水が三ツ松地区の古川河川に流れ出ているんですが、ここの県の道路改良の設計が進んでおりますことから、当然のことながら安下庄小学校または正分地区から出てくる排水が、全てあそこに出てくるわけですが、県道の下を暗渠をきちんと整備しておかなければ、これから先、今度新しいバイパスができた時に、また、今の町道は少し浸かっておりますが、そのような状況が新しいバイパスの中で起こってはならないということからして、そのためにはこの正分地区、安下庄小学校地区、そして総合センターの東、西辺り。

要するに橋総合センターの駐車場に流れ込む水量の流量計算をきちっと出しておかなければ、排水計画が立てられないし、また、西安下庄バイパスの道路の下を通っております暗渠の大きさ等の設計ができないということからして、急遽、この雨水流域調査を考えたわけでございます。

これは非常に、今、県のほうでは大島環状線の西安下庄のバイパスについて、すごく急速に事業を進めていただいているということからして、町のほうもそれに呼応して応じる格好でこの調査をし、そして、町のほうの排水計画をきちんと立てたいという意味で、急遽この補正に計上させていただきますところでございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 御質問の中の2点、棕野出張所費と国民年金一般経費のことについて、これは人事の関係がございまして、私のほうから答弁させていただきます。

いずれの職員も正規職員でございまして、棕野出張所職員は再任用職員、国民年金を担当する職員も正規職員ではあったんですけども、退職の依頼と申しますか、申し出がありましたのが予算調整後でございましたので、人件費はそのまま組んでおるんですけども、結局それも受理せざるを得ないということで、退職の承認はさせていただきました。

結果として、仕事がそのままでございますので、仕事が回らないということで、今回、賃金もしくは報酬を組まさせていただきます、これに対応をしていきたいということでございます。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 田中議員さんからの御質問で、たちばなケアプラザのガス漏れについてでございますが、これについては、4月の下旬にガス漏れが判明したために、6月の補正のほうで計上させていただいたというふうなことでございます。

生活保護費のシステム改修につきましても、これにつきましては、本年の3月の担当者説明会におきまして、本年10月に生活保護基準の改定が行われるというふうな説明を受けまして、6月補正におきまして予算を計上させていただいたというふうなことでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 棕野出張所の非常勤嘱託職員が、予算編成が終わってから退職の申し出があったということなんですけど、継続の申し出というのは、当然年度途中でやるはずで、予算編成後に急に申し出があったということかもしれませんけど、それは臨時職員ならやむを得ないという面もあるかもしれませんが、正職員の再任用職員が、そういう何か急に退職しなきゃならなくなった理由というのがあったんでしょうかね。その辺を御説明ください。

それはやっぱりモラルの問題ですので。私が言いたいのは、結局、臨時職員で賄えるんなら再任用を置く必要もないんじゃないかと。まして、そういつて急に補正予算を組まなきゃいけないような事態になるのであれば、元から臨時職員で置くと。同じ仕事なんですから、わざわざ

再任用を置く必要はないだろうということなんですけど、その辺、何か事情がもう少しあるんなら説明をしてください。

それと、橋総合センターの管理運営経費、雨水流域調査。バイパスの関係でということなんで、のはわかったんですけど、ただバイパスの関係で雨が溜まるということではないと思いますんで。

仮にバイパスの工事の関連であれば、少なくとも教育費で予算を組むという話ではなくって、県が、そのバイパスの工事に関連して、この調査をするなり、また、別の予算で、雨が溜まるのなら消防防災費ですかね、そちらの予算になるのかなという気がするんですが、なぜあえて教育費で組む必要があるのかということと、この雨が溜まる問題はバイパス計画云々。バイパス計画も去年の段階で地元説明会が行われたり、もうわかっていた話なんで、この理由が妥当だとしても、当初予算で上げるべき問題かなと思いますし、その雨水浸水対策、あそこへ雨が溜まる問題というのは、去年の6月にこの定例会で吉村議員から一般質問があったと記憶しておりますんで、遅くとも、6月に一般質問があつて、9月に補正したというんならわかるんですが、遅くとも今年度予算で、新年度予算で、当初予算で何らかの対応がなされてしかるべきだったのかなと思いますけど、その辺の予算の取り扱い等について、もう一度御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） なぜ教育費なのかということですが、本来、橋総合センターの駐車場、そしてまた、その駐車場の西側に昔のゲートボール場がありましたが、現在、使われておりませんが、ここに周防大島高校の生徒の寮を建設するという計画が出ております。

そういったしますと、駐車場の排水がよろしくないというのは、以前、議会でも質問がございました。そういったしますと、雨水対策をやらなければならないということでしたが、当然のことながら、雨水対策を、駐車場のまず雨水対策をやる。そしてまた、排水計画を立てるということなんですけど、それには排水ポンプの容量、または遊水池の大きさ、そしてまた、そこに至るまでの水路の形状、または勾配、または大きさというものをきちんと精査しなければなりません。

そしてまた、さらには、今度は今の町道の下を暗渠で通って、そして、安下庄小学校、さらには正分地区全体の雨水から流れてくる流量計算、流域計算、これらをやって、道路の下の暗渠の大きさ等をしなければなりませんけど、それが、当初予算の時までにできていなかったということで、県のバイパス事業は確かに昨年度からも説明がございましたが、今、ちょうど詳細な設計が入りつつあるところであります。

そしてまた、なおかつ県のほうでは、その暗渠の形状は、当然のことながら、県がやるわけではなくて、町が持つておる暗渠排水でございますので、そこをやるということになります。

それで、この流域調査につきましては、相当、面積的にも大規模な広い面積になりまして、こ

れらを含めて新年度、新年度というのは来年度ですね。来年度、この排水等の事業について取り組まなければならないというふうに考えておるわけですが、それが、ちょうど周防大島高校の寮の建設と、そしてまた、排水の工事と、そしてまた、バイパスの工事ということが重なってきますので、平成31年度に事業を実施できればという計画のもとに、今年度、全体の雨水の流域調査をしたいというふうに考えたわけでございます。

もう1点、なぜ橋総合センターなのかということになりますと、橋総合センターの駐車場や新しく寮ができる辺りの敷地の排水工事がメインになる。そしてまた、さらには遊水地、排水ポンプ、これらがメインになる工事になりますので、ここで橋総合センターの管理運営経費の中に補正予算を計上させていただいたと、そういう理由でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 棕野出張所の職員の退職の件でございますけれども、退職理由は一身上の都合というふうに聞いておりまして、そこからの追跡は行ってはおりません。

ただ、田中さん言われるように、一旦は早い段階で再任用職員に希望調査をし、本人の意思は、当初は引き続きということではあったんですけども、何かの事情ということで、1カ月ぐらい前に辞退したいということでございましたので、ただ理由については一身上の都合としか受け取っておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと関連してということなんですけど、再任用について、基本的な認識を教えてくださいなんですが、再任用の採用は地方公務員法で再任用ができるという規定になっておりますし、町の実施要綱でも再任用選考委員会の審査で採用を決めるというふうになっておりますので、希望が出たからといって必ず採用しなければならないという問題ではなくて、そこにはやっぱり町として再任用職員が必要かどうか、その辺の審査がきちっとされると。

ここにもありますが、知識、経験、技能等の保持の状況、保有する資格、勤労意欲、職務遂行上の能力と健康状態とを勘案して決めるというふうになっておりますので、希望が出たから無条件で採用するというものでないのかどうかということだけ、もう一回御答弁をお願いいたします。

それと橋総合センターのぶんは、何で橋総合センターかということではなくて、なぜ社会教育費でやらなきゃいけないのかということをお聞きしたんで、そこをちょっと、社会教育費でこの雨水流域調査というものをやらなければならないというその辺の理由を、簡単にわかりやすく御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 橋総合センターの駐車場の水路、さらには遊水池、そして排水ポンプ等

の計上等もございまして、橋総合センターの駐車場、さらにはゲートボール場、そしてそこに係る水路等の、最終的にはその工事を行うというための調査でありますので、社会教育費に計上したということでございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 再任用の職員につきましては、議員さんが言われたようなとおり申し込んだから必ずしもというわけではございません。

ただ、審査会というのがございまして、その中で協議した上で採用するということになっております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず8ページの小規模施設整備事業補助金についてです。この制度は本当に生活に身近な問題、身近なところをいろいろやってもらえるということで、本当に大事な制度であり、この補助金制度が拡充をされるというのは大変結構なことだと思うんですが、今回の補正で、大島支所で100万円、東和支所で40万円というのは何件、限度額100万円ですから1件の可能性もあるわけですが、先ほど町長の行政報告で補助対象枠を拡大させるという説明があったと思うんですが、そのことによってこの100万円と40万円の事業が、補助金ができるようになるのかどうか、その辺も含めて、この100万円と40万円の中身を、あるいはその制度の拡充方向といいますか、拡充内容についても具体的にお伺いをします。

最後の雨水流域調査の委託料ですが、この委託先はどこになるのか伺います。

それから、先ほどの何で教育委員会かという議論になるかもわからないのですが、今後、町長がおっしゃったようなポンプを大きくするとか、遊水池というか排水池をつくるのかどうかという問題、そういう問題も含めて全て、地元の方と町の窓口というのは教育委員会ということでのいいかどうか。

これまでは建設課の方に来ていただいたりして、地元といろいろ話もしてきたわけですが、今後は教育委員会が地元との話し合いを持って行くということになるのかどうか。早く言えば窓口をはっきりさせていただきたいということでもあるんですけども、あそこの水が溜まるという問題についての地元との窓口はどうなるのか伺います。

この雨水流域調査についてですが、これ大変結構なことだと思いますが、地元の方にあそこはいろいろ山から水が湧いたりするところがあって、小学校のグラウンドの横をずっと通って、その流量が多いなどというのも地元の方がいろいろ知っているわけなんで、地元の方に流域調査、どの範囲をするかということも含めて地元の方の意見も参考にさせていただきたいということをお願いしたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） これ、なぜ私が答弁しよるかと言いましたら、教育委員会より私のほうがよく詳しいということから、このことについては私が答弁させていただいておりますが、窓口はどこかということになりますと、当然、その工事を発注するときにはどこに予算を組むのかということになると思います。

ただ、教育委員会のほうにはそのような技術的な職員もいませんので、実際に水路とか遊水池とか、排水ポンプの形状とか計画とか、また発注とかいうことになると、それは技術系の担当課、例えば建設課等になるのではないかと考えております。

そしてもう一点は、今、議員さんがおっしゃられたように、あこに流れてくる水というのは小学校のグラウンド、そして小学校の校舎、敷地内、そしてさらには正分地区のあの斜面から面しておるとこ全てでございますので、相当な大きな流域面積を抱えておる水路になります。

ですから、そのことについて、これは形状をきちっと調査すれば、稜線がどこにあるかということで、その稜線から小学校のほうに向いているところは、全てそこに雨水が流れてくるということになりますので、それらについては当然のことながら設計コンサルの調査の中に入ってくると思います。

そして、地元の意見をよく聞くようにという御要請でございましたが、当然のことながら、その地域の皆さん方に、ここの水路はどういう状態なのかという、例えば大雨のときにどういう状態なんですかというふうなこともきちんとコンサルに調査をさせたいと思っておるところでございます。

もう一点ありましたかね。（「委託先」と呼ぶ者あり）委託先は調査建設設計コンサルを予定しております。まだ、入札も何もしておりませんので、そういうことを考えております。

○議長（荒川 政義君） 近藤大島総合支所長。

○大島総合支所長（近藤 晃君） 大島総合支所の小規模事業につきましては、先ほど町長が行政報告で申しあげましたとおりでございます。地区集会施設の解体でございます。1件分でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山崎東和総合支所長。

○東和総合支所長（山崎 実君） 東和総合支所の40万円の補正であります。当初100万円の予算に対しまして5件の要望がありまして、70万円既に支出しております。今後につきまして浮き棧橋が1件、これ限度額30万円です。LED要望が1件で40万円の補正を行いました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今、説明がありましたように、この小規模整備事業ですが、補助内容は今までとどういうふうに変ってくるのか、町長の報告の中身で補助対象がどうなったりとか、そこはどういうふうになるのかを具体的に伺います。

それから、これが規定されている根拠、補助金が規定されている条例、規則があると思うんですが、何によっているのか、根拠条例、根拠規則について伺います。

○議長（荒川 政義君） 近藤大島総合支所長。

○大島総合支所長（近藤 晃君） 事業の内容ということでございますけれども、従来、地区集会施設、放送施設といったものについては、改修のみが補助対象ということでございました。今回、解体撤去というものを追加をしたというところでございます。

それから、どういった法的根拠かと、こういうことでございますけれども、まず要綱とそれから取扱規則というものを定めております。

以上です。（「改修だけでなく新設も」と呼ぶ者あり）

地区集会施設については新設も認めておりました。済みません、失礼いたしました。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩をします。

午前10時29分休憩

.....

午前10時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8. 議案第2号

日程第9. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第2号周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについてと、日程第9、議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第2号及び議案第3号の専決処分の承認を求めることについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第2号周防大島町税条例の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

主な改正点であります。1点目といたしまして、法人の町民税の申告納付に係る改正で、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例等について、所要の措置を講ずるものであります。

2点目は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、法律改正にあわせて改正するものであります。

3点目といたしましては、固定資産税等の課税標準の特例について、法律改正にあわせて規定の整備、改正等を行うものであります。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、順次御説明をさせていただきます。

9ページ上段をお願いいたします。条例第20条、年当たりの割合の基礎となる日数についてであります。法改正に伴う所要の規定の整備をするものであります。

同じく中段、条例第24条、個人の町民税の非課税の範囲から、11ページ中段、条例第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等については、法律改正、省令改正にあわせて規定の整備をするものであります。

12ページ中段、条例第48条、法人の町民税の申告納付についてであります。法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有する法人、これは内国法人であります。内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例、いわゆる外国子会社合算税制等について、国税の取り扱いに準じて所要の措置を講ずるものであります。

14ページ中段、条例第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についてであります。修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告または増額更正に係る法人の町民税について、期限内申告書または期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書または期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出または増額更正があったときは、当該修正申告書の提出または増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするものであります。

16ページ中段、条例第54条、固定資産税の納税義務者等から17ページ中段、附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例までにつきましては、省令、法律改正にあわせて改正するものであります。

18ページ中段、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につ

きましては、固定資産税等の課税標準の特例について、対象となる資産の見直しやその取得期限等の延長について定め、あわせて条例の項ずれによる改正を行うものであります。

19ページ中段、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告から、25ページ、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例までにつきましては、法律、法令改正にあわせて改正、規定の整備、適用期限を延長するものであります。

次に、議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）等が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

このたびの改正点であります。1点目といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げ。

2点目といたしまして、低所得者の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準についてそれぞれ引き上げを行うこと。

3点目がマイナンバー制度の運用に伴う規定の整備を行うものであります。

それでは改正内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

29ページ上段、第2条、課税額についてであります。国民健康保険税の基礎課税額、これは医療給付費分でございますが、これに係る課税限度額を現行の54万円から58万円に引き上げるものであります。

次に中段、第23条、国民健康保険税の減額についてであります。第2号の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を、一人につき現行の27万円から27万5,000円に、第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準につきましては、現行の49万円から50万円に、それぞれ引き上げるものであります。

30ページ上段、第24条の2、特例対象被保険者等に係る申告についてであります。非自発的失業者に係る保険税軽減の届出において、特例対象被保険者等であることの実を確認するにあたって、マイナンバー制度による情報連携が可能となることによる規定の整備を行うものであります。

以上が、議案第2号及び議案第3号の専決処分の承認を求めることについての補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに

行います。

議案第2号周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 誠に細かい話で申しわけないんですが、7ページの附則の10条の2第6項に市町村の条例で定める割合は3分の2とするというのがありますが、5項では町の条例で定める割合は2分の1とするというふうに表記が異なるんですが、これは何か理由があるんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） ただいまの田中議員さんの御質問でございますが、附則の10条の2の規定につきましては、それぞれ国で定めております特例の割合に準じてその割合を採用させて条例で定めさせて……（「割合じゃなくて表記、町の条例と市町村の条例」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時53分休憩

.....

午前10時53分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長（藤本 倫夫君） 済みません、失礼いたしました。特にあれはございません。町の条例ということで、内容に変更はございません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この6項は市町村の条例で間違いないということなんでしょうけど、新旧対照表のほうを見ると、6項は町の条例で定める割合というふうになっていますけど、これはどちらが正しいんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） 町の条例ということで、そのように訂正させていただけたらと思います。統一させていただけたらと考えております。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 済みません、議案としては適当ではなかったんでございますが、準則をそのまま引用した結果のものだろうと思います。どこかの段階で訂正をさせていただけたらというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 確認なんですけど、この議案書の7ページの10条の2の6項は、町の条例で定めるというふうに訂正されるということによろしいんですか。ちょっともう一回答

弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時56分休憩

.....
午前10時58分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 大変申しわけございません。議案を差し替えさせていただくということを議長さんのほうに申し出させていただけたらと思っております。申しわけございませんでした。

○議長（荒川 政義君） 執行部よりの申し出により、議案の差し替えを行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいですか。はい。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） こっちの議案説明資料のほうから、伺いたいと思いますが、最初の法人の町民税の申告納付に係る改正48条の関係で、この最初の（1）のところ、2つに分けるとすると、内国法人が合算課税の適用を受ける場合、括弧の中が長いですからあれですが、括弧を省いて読むとそういうことになるんですが、この場合は、ひょっとしたら、いわゆるタックス・ヘイブン、租税回避地に子会社を移して、そこに大きな会社がもうけを、ケイマン諸島とか今言われていますけれども、そういうところにもうけを移して租税逃れをすると、そうした場合のことを言っているのではないかと思うんですが。

その場合に、合算で課税をしていくよということを国の租税特別措置法で規定されていましたが、これが、ことしの3月31日で改正をされて、さらに、いわゆる幽霊会社といいますかペーパーカンパニーなんかに対する課税を、今までは実態がないのに課税されない部分があったものを全て課税をされるようにするというような改正を行っているわけですが、その一方で、ただし、一定の基準があれば、それには課税しないよと、いわゆる例外規定が同時にあるんですよ。この（1）のところの後半、外国関係会社に対して課税された我が国の所得税云々というところから最後までのところというのは、そうした課税されない部分に対して地方自治体が今度は課税していくというふうに理解していいのかどうか。

なかなかこういう、周防大島町で外国に会社を持ってそこへ富を移してなんていう会社はなかなか想像できにくいわけですがけれども、こうして出されている以上、その意味は48条関係の意味の後半の部分から最後のほうに、控除する規定の設置、国税の取り扱いに準じて所要の措置を講じると、つまり会社が、ちゃんと向こうでといいますか外国で子会社を置いたときに、ここでいうと、受動的所得と能動的所得とに国のほうは分けて、ちょっとでも自主的に外国で経済活動

をしているということで判断していったりして、課税するかどうかを決めていくというふうになっているんですが、この後半の意味というのは、控除を増やすという、つまり外国に子会社を移した会社にとって税を控除する、有利になるようなものとして規定されているのか、それとも租税特別措置法で規定された、さらにこれまで課税されなかった分も含めて、ペーパーカンパニーだと認定された以上は課税をしていくということの意味になるのか、この後半の意味についてちょっとわかりやすくお教えいただけたらと思います。

それから、(3)のところの太陽光発電設備の再生可能エネルギー発電設備に係る、こういう固定資産税に対して特例の期限を延長すると、これは発電量が1キロワット以上というふうに伺ったんですが、町内にある、今いろんなところで太陽光発電施設がありますけれども、こういった町内のそうした施設に附則の10条の2が適用されるものがあるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長(荒川 政義君) 藤本税務課長。

○税務課長(藤本 倫夫君) 砂田議員さんのまず、法人税の部分の後半の部分ということでございますが、新たに法人町民税のほうで課税するというのではなくて、新たな税額控除のほうを創設するというふうに解釈しております。

具体的には、法人税のほうで引き切れなかった外国関係会社に課する対応する金額を法人税から控除し、控除しきれなかった部分について、今度、法人県民税であるとか、法人税割で引いて、それでもまだ引き切れない場合は、法人町民税の所得割のほうから引いていくというふうに、だから後半の部分については、新たに税額控除の枠を設けるといいますか、拡大、国税のほうで引き切れなかった部分を引いていくというふうに、新しく創設というふうに解釈していただけたらと思います。

それから、2番目の太陽光発電のところですが、10条の2の固定資産税の特例の関係なんですけど、このたびの改正によりまして、新たに、これまでもあったんですが、その枠を広げるというか、明確にというか、追加とその見直しです。太陽光発電とかにつきまして、再生可能エネルギーの発電につきましても、出力容量といいますか、その設備につきましてその枠を新設しております。

現在、周防大島町内にも、議員さんおっしゃられましたように、太陽光の発電施設がございますが、10条の2の第8項に該当するところがこれが10キロワットです。10キロワット以上1,000キロワット未満の施設がこれに該当するのでありますが、今29年度実績でございますが、この部分に対応するものが約776万円ぐらいの適用を受けているというか、対象になっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 今回の医療分の天井が今現在54万円です。それが58万円になるといいますよね。この58万円天井になる中で、現在の均等割額の2万7,400円と平等割額の2万5,800円は維持されて、所得割が要するに4万円の上乗せ分増えるということに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問ですが、医療給付費分のみでございます。4万円の上限に改正するというその部分だけでございます。限度額の部分については54万円から58万円で、ほかの均等割、平等割等については上限とかについては変更はございません。以上です。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 現行、医療分が54万円、後期高齢の支援分が19万円、介護分が16万円、最大これ89万円、現在40歳以上になるんですかね介護分払う人は、最大もう89万円払っておるわけです。また一気にこう4万円も上がるわけです。町長に相談したら、もう天井があるからいいっていつもおっしゃるんですけど、これじゃ天井知らずじゃないですか。（笑声）それより均等分とか1,000円でも2,000円でも、そのほうを上げたほうが平等感があるんじゃないかと思うんです。

町長、僕の知り合いの漁師さんがやっぱり一生懸命夜も寝ずに頑張って、その結果がこれだけの国保を、当然国保が89万円が天井なら町県民税もすごい払いよるわけですよ、もう何しよるかわからんという話になってしまうんです。いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 町長。

○町長（椎木 巧君） 済みません、大変、基本基礎的な話でございますので、私のほうから申し上げたいと思いますが、今回の改正につきましては、課税限度額を医療給付費分に限り54万円を58万円に上げるということでございましたが、当然のことながら、今まで54万円であった方々が58万円になるという方が出てまいります。言うなれば今、議員さんおっしゃるとおり、4万円の引き上げになるということでございます。

これは、なぜそういうことになるかといいますと、一つには、この国保税の成り立ちというものをお考えいただきたいと思うんです。国保税というものは国民健康保険の医療費の給付から国

保税が決まってきておるといことからいたしますと、医療給付が伸びれば国保税も伸びてくるということになると、これ当然のことなのですが、そうでないと国保会計というのはもたないということですのでございますから、今は健康づくりというのを一生懸命やっておりますが、健康であれば医療給付費が少なくなり、さらには今度は国保税も下げられるということになるのではないかと思います。

もう一点は、58万円の限度額ということになりますと、所得によって、所得がないのに58万円払えというわけじゃ当然ないわけです。所得の高い人には所得に応じた限度額になる方も当然あるとは思いますが。しかしながら、町県民税や所得税などと比べて限度額があるということは58万円以上には伸びないということですので、所得がずうっと高い方にとっては非常にいい制度ではないかというふうに感じておるわけですのでございます。しかしながら、58万円が安いと言っているわけじゃ当然ないわけで、58万円の国保税医療費分を納付していただくという方については、大変、大きな負担であるということは実感として考えておりますが、しかしながら、それは所得に応じたものであるということも十分御理解をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） わかった。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私は、基礎的な知識が大変未熟なんで基本認識を持っておきたいと思いますが、本町の保険の水準がどれぐらいにあるのかということ、保険料指数標準化、応能割、応益割という指数があると思いますので、その辺を御説明いただきたいのと、一時期県内トップの医療水準ということも聞いたことがあります、現在の町の医療費水準はどの程度になるのか。

それと、今回のこの制度改正で、実質的な税収の差額というのはどの程度になるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 田中議員さんの御質問についてですが、健康福祉部のほうからは、医療費の水準についてお答えをさせていただきます。

周防大島町につきましては、平成29年度については、まだ県内の順位等出ておりませんので、28年度についてということで説明をさせていただきます。

周防大島町につきましては、1人当たりの医療費が48万3,874円で、県内順位では高いほうから3番目というふうなことでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） 保険料指数でございます。これ、少し情報が古いというか今一番新しいのが平成27年の情報になりますが、全国平均を1とした指数でございます。標準化保険料算定額といたしましては、国の平均が11万1,273円に對しまして、周防大島町は13万

7,185円ということで、1.23倍、それから応能割の率でございますが、国が9.66に對しまして、周防大島町12.0ということで1.243倍、それから応益割でございます、これが国が4万7,081円のところ、周防大島町は5万7,407円ということで、1.219倍の指数でございます。

それから、今回の法改正による差額、税収というか影響額でございます。このたびの改正によりまして、限度額が54万円から58万円に上がりますので、これによる増加が208万4,000円と見込んでおります。同時にこのたびの改正によりまして、5割軽減、2割軽減世帯への軽減が同時にかかりますので、こちらが5割軽減が80万7,000円、それから2割軽減につきましては4万1,000円の軽減がかかりますので、差し引きしまして123万5,000円、これは昨年度課税ベースでの試算ではございますが、そのように見込んでおります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 保険料の標準化指数が1.23ということで、全国平均に比べて1.23倍ぐらいと、かなり高いということは言えると思うんですが、この保険料自体の中身の話、制度の中身の話とか、保険料の算定方法とか、そういったことが国保財政、それから医療費削減の必要性など、そういったことを町民の方にも十分理解してもらえるような、そういう高い水準の中で理解をしてもらえるような、広報面での努力というものが重要だと思いますが、その辺について御認識と、これからどういうふうに対策を講じられていくのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 国保税が高いとかいう話ではございます。今の国保会計の状況というものにつきましては、健康増進課なりから広報のほうを利用して、現状としては国保の状況ということをお知らせしておりますし、今後もそれは続けてまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。はい。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 最初にまず、先ほどの町長の答弁で、国保制度の成り立ちということをおっしゃられましたけれども、この国保制度は、戦前は確かに町長がおっしゃるように、救貧対策で相互扶助の制度として、それがちゃんと法律にも書き込まれた。皆さんの税金でそれで医療費を軽減する、お医者にかかったときに軽減するというそういう制度として戦後まではやられましたけれども、戦後は新しい憲法に基づいて、国保法の中に国保法の目的として、社会保障の制度であるということをはっきり書いて、だから戦後、国保会計に対する医療費の45%は国費で法定されて、それで賄っていきなさいということで、まさにこの制度が社会保障の制度な

んだということをやっぴりまず認識していただきたいということが、先ほどの答弁からそういうふうにあります。

まずそのこのところを伺った上で、この限度額の4万円の増額についてですが、4万円全部、今回の値上げで限度額が上がる世帯が48世帯だというふうに伺いました。54万円から58万円の4万円全てが上がるんじゃなくて、その4万円の中で上がる世帯というのが10世帯あるということで、合計すると58世帯が何らかのこの限度額の増額によって影響を受けると、その影響額が今、課長がおっしゃった208万4,000円、つまりこれだけ増収になると、これを48世帯にとっては全部上がるわけですから、掛ける4万円で192万円になるとおもうんですが、58世帯、4万円に満たない世帯10世帯を入れて58世帯で208万4,000円を割ると3万5,931円、平均すると3万6,000円ぐらいの増税になる世帯が58世帯になるということになると思うんですが、そういう計算でいいのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） ただいまの砂田議員さんの御質問でございますが、そのとおりでございます。

これはあくまでも試算でございます。29年度課税のときのデータをもとに、今回の法改正に合わせて出した試算でございますので、限度超過が58世帯から48世帯になる。その48世帯については4万円の差額をそのまま持って上がる、持って上がるというとおかしいんですけど、引き上げに伴いまして192万円ですか、対象になります。

残りの10世帯につきましては、今回の改正で54万円から58万円に満額までは行かないにしても、幾らか1万円とか2万円とか、多い方は3万円幾ら、先ほど平均で3万5,000円というお話がありましたが、そのように解釈されて正しいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第3号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 議案第3号について、反対討論を行います。

改正の内容については、23条の法定減免のうち、5割軽減と2割軽減の対象を拡大するものであり賛成できます。また、24条の2の改正についても賛成します。

しかし、課税限度額を54万円から58万円に4万円の引き上げを行うのは、一定の所得を有する国保世帯に増税となるものであり反対をいたします。

国は、この限度額を引き上げることで、その増収分を中間層に回して、それら中間層の負担増に対する抑制効果を期待しようという方針のようですが、しかし、この方法では全体として国保税の高騰に対する抜本的な解決にはならないことは明らかです。

何度も主張しているように、国保会計に対して、法律で決まった国庫負担金を昔のように大幅に増やすことがなければ、抜本的な解決にはならないし、そのことを国に求めていくことがなければ、国保税の高過ぎて払えないという声に応えられないということを根拠に、この限度額の増額に反対いたします。

今回の改正は、地方税法及びその施行令の改訂が年度末のため、議会を開催するいとまがなかったから専決処分ということのようですが、しかし、課税限度額は、最高の限度額を地方税法で規定し、その範囲内で市町村の議会が自主的、主体的に審議できるものとされています。実際に議会を開いて決定している市町村は、県内外にあります。特に今回の条例案のように一定の国保世帯に直接増税になる条例案を専決処分で決めることに対しても、議会の権限を軽んじるものとして承認できません。よって、本案に反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第4号

日程第11. 議案第5号

日程第12. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第4号周防大島町税条例の一部改正についてから、日

程第12、議案第6号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第4号から議案第6号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第4号周防大島町税条例の一部改正についてであります。

本議案は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）が、平成30年5月23日に公布され、平成30年6月6日に施行されたことに伴い、周防大島町税条例の一部を改正するものであります。

この法律は、法施行後3年間、平成30年度から平成32年度までであります。集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性向上に向けた設備投資を後押しするものであります。

32ページの新旧対照表により御説明をさせていただきます。

附則第10条の2法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合において、このたびの法施行に伴う規定の整備を行うものであります。

本町では、この条例の規定により、町内中小企業の労働生産性の向上を図るため、導入計画に従って取得した生産性向上に資する新規設備等の固定資産税における課税標準の特例率を、3年間ゼロとする最大限の軽減を行うこととするものであります。

次に、議案第5号周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域再生法の一部を改正する法律が平成30年6月1日に公布、施行されたことに伴い、周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

このたびの改正点であります。法改正に伴う計画名の名称変更による規定の整備、引用条項の移動が生じたことに伴う関係規定の整備及び本措置の適用期限の延長であります。

それでは改正内容につきましては、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

34ページ上段、題名についてであります。このたびの法改正に伴い、地方活力向上地域特定業務施設整備計画が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画と名称変更となるため、本条例においても当該用語を引用している部分の変更を行うものであります。

次に、34ページ上段、第1条趣旨についてであります。法改正により引用条項の移動が生じたことに伴う規定の整備と、題名と同様、計画名の変更による当該用語を引用している部分の変更を行うものであります。

中段、第2条不均一課税についてであります。本措置を平成32年3月31日まで、現行は

平成30年3月31日までとなっておりますが、2年間延長するための改正であります。

続いて、議案第6号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてであります。

本案は、政策空家となっている町営住宅を用途廃止しようとするものであります。

町営住宅の用途廃止につきましては、議案つづり38ページの資料のとおり政策空家となっている町営住宅の中塚住宅1戸と峠の下住宅1戸を用途廃止しようとするものでありまして、今回の改正によりまして、町営住宅等の総管理戸数は、2戸減の677戸となります。

なお、附則として、この条例の施行日を平成30年7月1日からとしております。

以上が、議案第4号から議案第6号までの補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第4号周防大島町税条例の一部改正について、質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 附則で、この条例は公布の日から施行し、平成30年6月6日から適用するということありますので、まあ、さかのぼって適用ということになると思いますが、本来ならば、臨時議会とか専決処分に対応すべきであったと思いますが、その点について御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 吉田議員さんの言われるとおり、やり方としては専決処分もあったかと思えます。ただ、専決処分よりも今回本会議におかけして、運用でその適用をさかのぼることによって、正規のこの議会でお諮りできるというのは、求められるところでもございますので、今回こういう形にさせていただき、いろいろ検討はさせていただきました。施行日がなかなか決まらないという法律でございましたので、いろいろ検討させていただいたんですが、やはりこの本会議、定例会におかけして、適用をさかのぼることが一番いいんじゃないかという判断のもとに、こういう形にさせていただきました。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 資料を今回からつけていただいているんですが、その辺でもう少し制度の枠組みについて説明が欲しかったなと思うんですけど、これは中小企業の設備投資を支援するというので、町が導入促進基本計画を立てるようになっているはずなんですが、この導入促進基本計画というのは、既に国の同意というものは得られているんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時35分休憩

.....
午前11時46分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） それでは、先ほどの田中議員さんの質問にお答えいたします。

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の協議書は、現在6月上旬に提出しております。

また、認定については、おおよそ1カ月程度かかるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それでは、この本条例を適用することによって、税収は下がるのでしょうか、その見込額と下がる税収減分の財源対応はどうなるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） ただいまの税に関する御質問ですが、これ今から実際には申請を受けますので、対象の施設ごとでそれぞれ取得価格が違いますので、ちょっと今、受け付けというか実績もございませんので、ちょっと私のほうではその数字は把握していません。

減収補填でございますが、普通交付税で4分の3措置されるように法では規定されております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これまで、この制度があるということを広報等周知をしてきたのかどうかわかりませんが、こういう制度がこの6月6日から適用されるということですので、その辺の一般企業に対して、広報や周知というんですか、そこをしておかないと、ちょっと年度途中からでもありますし、不公平になるという可能性もありますので、その辺の広報、周知計画、これまでしていれば、その実績とこれからの計画なりを御答弁お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） まだ始まったばかりですので、これからしていこうというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 例えば、どんな機械がこれの申請対象になるのか、今までも含めて実績も含めてといいますか、その辺を伺います。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 一応、対象設備としましては、機械装置なら160万円以上、10年以内の減価償却があるやつとか、測定機械とか検査工具なら30万円以上で5年以内とい

うのがございます。その他もろもろ、ちょっと詳細についてはまだ勉強不足です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） それはここ書いてあるから、そのとおりだと思うんですが、例えば、重機だとかそういう土木建設機械あるいは印刷機械、そういったものが想定されるのか、具体的な機械というのはどういうものが申請の対象になるのか伺いたいのですが。

○議長（荒川 政義君） 具体的な話よね、具体的にこういうもんですよということですよ。林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 大変申しわけございません。ちょっと詳細についてはわかりかねますので、問い合わせ先というのがございます、各県にですね。そちらのほうに問い合わせいただくほうが間違いないというふうに思います。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前11時51分休憩

.....
午前11時52分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） どうも申しわけございませんでした。後ほど調べてまた詳細については報告いたします。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第5号周防大島町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これまで、この本条例の適用事例と、この認定事業者というのがあるかどうか、それと、この条例とか制度内容について、これまで広報等で周知をしているかどうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 田中議員さんの御質問にお答えします。

この制度自体は、首都圏にある本社機能の地方への移転とかそういったもの、それは移転型といいます。それから拡充型といいまして、山口県内に本社がある事業者が、研究施設とか事務所とかを拡充するといった場合に対象になるというようなものでございます。

この認定を受けるためには、山口県のほうに事業者のほうで整備計画というのを提出して承認

を得る必要がございます。その承認を受けている件数については、本町からの事業者は該当はございません。山口県全体としても10件しか今のところないというような事業でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

広報等の周知については、今まで主に対象となるのが首都圏の事業者とかということですので、特に町内事業者向けにそういったことがありますよという周知は広報ではしておりません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩をいたします。1時から開会します。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 先ほどの砂田議員さんの質問に対する回答を申し上げます。

先ほどの、生産性向上特別措置法につきましては、平成30年6月6日に施行されたばかりであり、対象設備等については記載がありますように、何でも基準に合致しておれば対象となりますが、まだ、運用実績、実例がないというのが現状でございますので、御質問の機械等についての詳細については、まだないというのが現状です。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。はい。

----- . ----- . -----

日程第13. 議案第7号

日程第14. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） それでは、日程第13、議案第7号動産の買入れ（平成30年度周防大島町公用車（塵芥車）購入）についてと、日程第14、議案第8号動産の買入れ（平成30年度周防大島町公用車（スクールバス白木線1号車）購入）についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第7号及び議案第8号について一括して補足説明をいたします。

まず、議案第7号動産の買入れ（塵芥車）についてであります。

本案の動産の買入れにつきましては、平成17年に購入し、一般廃棄物収集運搬業務に使用してまいりました、塵芥車（パッカー車）について、その更新を行い、収集運搬業務のより円滑な推進を図ろうとするものであります。

去る5月24日に、町内の自動車販売業者11社による指名競争入札の結果、周防大島町大字小松の有限会社岡田モーターズが、855万9,269円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた924万4,011円で契約を締結しようとするものであります。

なお、納車につきましては、平成31年3月22日までに、役場大島庁舎といたしております。

次に、議案第8号動産の買入れ（スクールバス白木線1号車）購入についてであります。

本件は、平成30年度当初予算において予算化いただいております、スクールバス白木線の車両2台のうち1台を先行して購入するもので、去る5月24日に、町内の自動車販売業者11社で入札を行った結果、周防大島町大字小松の有限会社岡田モーターズが、758万5,269円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税を加えた819万2,091円で請負契約を締結しようとするものであります。

先行して1台を購入する理由につきましては、本年1月14日に沖家室島で発生した車両等の物損事故により、当該車両の左前部が破損し、相当の経費がかかることが判明いたしました。

現在、臨時的にスクールバスの配置転換をし、15人乗りの予備車を充てることで、スクールバス白木線の運行は継続しておりますが、15人乗り車両では学校活動等における臨時便の運行に支障が生じることが予想され、いち早く通常の状態に戻たく、取り急ぎ1台を購入するものでございます。

また、このバスは、座席数28を確保した上で、利用者である児童生徒及び一般利用者のより一層の安全を確保するため、衝突被害軽減ブレーキを装備した車両とするとともに、バス昇降口のステップを2段とするなど、児童や高齢者に配慮した仕様とし、納期は10月31日までとしております。

両議案ともに、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第7号動産の買入れ（平成30年度周防大島町公用車（塵芥車）購入）について、質疑は

ございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 塵芥車の基本的な諸元といいますか、排気量とか、積載トン数とか、この資料じゃわかりませんが、この車種を選定した理由、それと、当然この車種を決定するにあたって、1回に集めるごみの量がどれぐらいになるのかということも設計されているのではないかと思いますけど、その辺の数値について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。

車につきましては、排気量、約3,000ccの3トン車クラスの車両でございます。積載量につきましては2.2トン程度でございます。

この車種を選定につきましては、町道等、狭隘部分がございますので、現在の4トンクラスの車両から少し落としまして、小さくいたしまして、3トン車クラスの車両としております。

ごみの量につきましては、今回購入予定の車につきましては、架装が7立方メートルの容量がございますので、単純に計算いたしまして、ごみ袋が約1,100個から1,200個の積み込める量でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ということは、1回当たり1,000個ぐらいの収集予定量があるということでしょうか。

それと、この3,000cc3トン車の車種を選定するにあたって、見積もりをとって予定価格を決めておられると思うんですが、その見積もりで予定価格を決定する際に、その見積書にうたうべき仕様を決めたのは、どういう方法で決められたのでしょうか。この3,000cc3トン車で、こういうごみの収集車の形態、特別仕様というんですか、仕様にするというところを決めたのは、どういう経緯で決められておられますか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、若干、今の4トン車クラスとは小さくしてございますが、それでも、積載容量につきましては、現在が2.25トン程度でございますので、それに見合うものとして2.2トンということにしております。

それと、特種車両のため、積算の根拠につきましてはメーカーから見積書を徴収していただいて、それから積算しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） そのメーカーに見積もりを徴収する際に、こういった車種で、こういった仕様でということ指定しないと見積書は徴収できないと思うんですが、その車種や仕様をどのように指定したのかというところを。

というのが、二、三トクラスの塵芥車、ほかの自治体と比べると、これはいろいろその仕様によって差があると思うんですが、この予定価格で言えば約1,200万円という金額に相応するだけの塵芥車の仕様というものを決めた根拠というものがあると思いますし、本町で購入した塵芥車の今までの履歴を見ても、最近は、だんだん上がってはきておりますけど、平成22年度の価格に比べて、この平成22年度が予定価格で756万円という塵芥車なんですけど、これに比べて1.6倍ぐらいになっていると、かなり価格が上がっているんじゃないかなと思いますけど、それに相応するような仕様の変化とか、ほかにも原因があるのかもしれませんが、その辺についてちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。

さっき、議員さん、おっしゃられましたように、過去につきましては、六百、七百万円の塵芥車でございますが、それ以後は、過積載防止装置、それとごみ逆流防止装置というのをつけて、安全に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号動産の買入れ（平成30年度周防大島町公用車（塵芥車）購入）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これも、先ほどと同じことなんですけど、車種とか、その諸元、このスクールバスにするんですよという決定理由と予定価格の決定方法、それから、この入札結果にある納入場所に、括弧書きで（周防大）というのがあるんですが、これは、どういう意味なんですか。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 田中議員さんからの御質問の第1点でございますけれども、スクールバスにつきまして、今回、この決定理由というところでございますが、まず1点、衝突回避装置があるかどうか、安全機能があるかどうかというところを車種を選考するために検討しております。

その上で、トヨタ自動車及び日産自動車、2社について、現行、衝突回避装置があるということで、車種のほうを限定した状況でございます。

あと、価格につきましては、今現行のバスの業者のほうから、設計書を作成してスクールバスに対応するための仕様ということで、改装が必要になるわけですが、車の中に料金箱を設置をしたりとか、あとは押しボタンをつけたりとかという形で、スクールバス並びに混乗型のバスにするための、有償運行の仕様変更をするための見積書を作成していただいて、設計をしたという状況でございます。

ちょっと3点目の御質問、恐れ入りますが。（「この納入場所、入札結果の表の納入場所に括弧で（周防大）と記載がある。議案の8号の資料、入札経緯及び入札結果」と呼ぶ者あり）ちょっと確認させていただいて……。 （「42ページ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） 議案第8号の資料でございますが、納入場所、周防大島町大字平野417番地11敷地ということで、括弧で（周防大）となっておりますが、正確には、これは（周防大島町平野車庫）でございます。申しわけございませんでした。

○議長（荒川 政義君） いいですか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これは、これでいいんですか。今の答弁で、資料は……。 （「直す」と呼ぶ者あり）いや、どちらでもいいです。もうそれで済むんだったらそれでいいですけど。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後1時16分休憩

.....

午後1時17分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） 大変申しわけございませんでした。訂正して、差し替えさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 先ほどの答弁で、見積もりは現行のバスの業者からというふうに

御答弁があったと思うんですが、これは、現行のバスの業者というのは、この入札に参加している業者のことなのか、運行業者のことなのか、その辺もう少し詳しく御答弁いただいて、それで、その見積業者、何社からとって予定価格を決めたのか、それでその予定価格を決めるための見積金額の最低額と最高額、それをお答えください。

それと、先ほどの説明で、今、15人乗りで代替運行をしているけど、学校活動で支障が出ると、対応できないというようなこともあったんですが、そういう臨時の対応は、この路線バス仕様のバスでなくても、町のマイクロとか、あるいはレンタルするとか、そういったことで臨時には対応できるのではないかと思いますけど、それでもあえてこの29人乗りが必要だというのは、どういう理由なんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 1点の、車の見積もりにつきましては、メーカーからというか、車両を納入するところではなくて、販売をしておるメーカーからということで、販売会社のほうからとったということでございます。

あと、15人乗りの代替車両……。〔「数と、見積もりの業者数と金額」と呼ぶ者あり〕ちょっと後ほど、その点は調べて答えさせていただきます。

15人乗りの代替車両につきましては、今、予備車ということで、1台余った車を臨時的に運行しておるわけなんですけど、子供さんを運行するスクールバス以外に臨時的にその車を使って、何かの行事とかで移動させたりとかいったこともございますので、その場合には、28人乗りというか、少しでも余裕がある車がいいということで先行しておると考えております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） メーカーからの見積業者でございますが1社でございます。

理由につきましては、先ほども補足説明で申しましたように、安全性能を装備された車ということで、この見積もりで、1社で設計をしております。

以上でございます。〔「金額」「予定価格」と呼ぶ者あり〕起工額でよろしかったですか。

〔「見積金額」と呼ぶ者あり〕見積金額ですね。車両価格につきましては、969万7,500円でございます。それに、諸費用等を加えた購入価格、税を加えたもので、1,054万9,190円でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その安全装置、衝突回避装置というのは、今どこでもあるんじゃないかと思うんですけど、そのメーカーしかやっていないという理解でよろしいんでしょうか。

ほかにはもう全くないという理解でよろしいのか。

それと、今、見積もりで、1,054万9,190円、これが予定価格の1,054万800円に変わっている理由。

それと、15人乗りで運行しているんだったらそれでいいんじゃないかと、15人乗りを買えばいいんじゃないかと思うんですが、それではいけないという——臨時の対応が必要だからそのときに、臨時的に町のマイクロを使うとか、どっかでレンタルするとかいうことができない、それができないんですよと、そういう事情を説明してください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。

なぜ15人乗りではなくて28人というのは、ご存じのように、この白木線は地元の方の混乗です。地元の方がどの程度乗るかというのもありますので、少し余裕を持って、これまでも28人で運行していましたので、地元の方がどの程度乗るかというのにも余裕を見て、28人にさせていただいております。

○議長（荒川 政義君） 伊藤契約監理課長。

○契約監理課長（伊藤 和也君） 先ほどの予定価格の件ですけれども、見積もりと予定価格が若干差異があるということですが、これは端数調整をしております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） ただいま田中議員さんから質問にありました安全装置の関係でございます。

私どもが確認しましたところ、衝突回避支援装置という大型車が装備している車両につきましては、装置自体は自動ブレーキ、それから車線はみ出しアラート、それから自動ハイビーム等々が装備されている車なんです、小型バスに装備されているメーカーはトヨタ自動車及び日野自動車、2社でございました。

よって、今回購入しようとするスクールバスにつきましては、一般の方も混乗される白木線の車両であり、より安全性の高いものにしたいということから、このシステムを実装する車両としたものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号動産の買入れ（平成30年度周防大島町公用車（スクールバス白木線1号車）購入）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）はい。（「7号議案は」と呼ぶ者あり）えっ。（「7号議案はさっき採決」と呼ぶ者あり）採決したんじゃないんか。（「さっき採決したよ」「したかね」「済みません」と呼ぶ者あり）いいですよ。（発言する者あり）

次の会議は、6月25日月曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時27分散会
